

平成27年度の生活習慣病医療費について

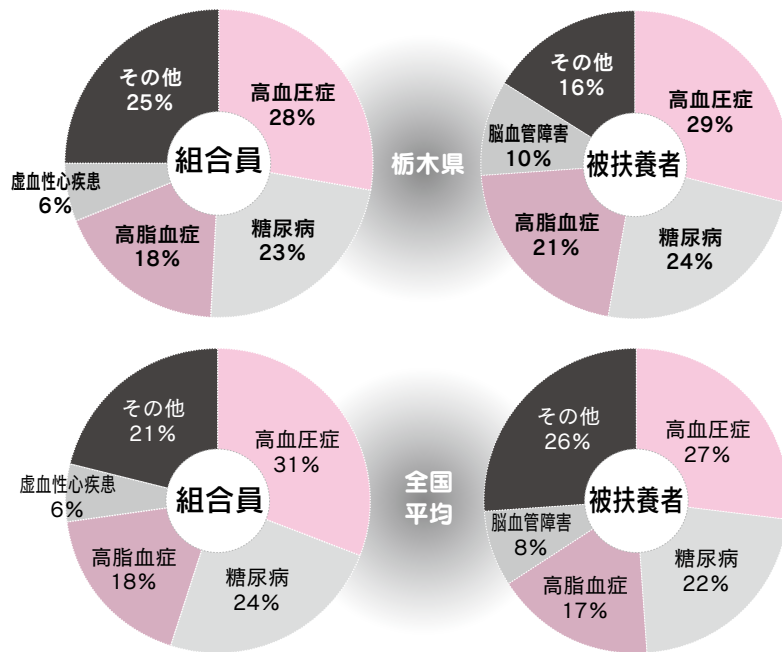
下のグラフは、平成27年度の生活習慣病にかかる医療費の割合です。

栃木県の生活習慣病にかかる医療費については、組合員および被扶養者ともに高血圧症、糖尿病、高脂血症の順に高い割合となり、3疾病の合計は、組合員では69%、被扶養者では74%を占めています。

全国平均のグラフは、全国市町村職員共済組合連合会が集計した全国の市町村共済組合の割合となります。

栃木県と全国の割合を比較すると、組合員はほとんど同じ結果となりましたが、被扶養者はほとんどの疾病において全国を上回る結果となりました。

個人ごとにみれば同じ高血圧症でも塩分を控えるなど食生活を少し見直せば症状が改善する人や重症化してしまい血圧を下げる薬を常用しなければならない人まで症状は様々です。



高血圧症は自覚症状がほとんどなく、ほうっておくと命にかかわる深刻な病気を引き起こします。

遺伝的因子にタバコ、過剰飲酒、肥満、運動不足、塩分の摂りすぎなどの環境因子が加わって血圧が上がりやすくなりますので、生活習慣を改善して高血圧症を予防しましょう。

本年11月に「高血圧予防のための減塩料理」をテーマに、県内3か所で健康料理教室を実施しますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

共済組合では、データヘルス計画に基づき、生活習慣病にかかる様々な情報提供を行ない、組合員及び被扶養者の方々の健康意識の向上に努めてまいります。

※全国の割合は、上半期分(平成27年4月から9月診療分)での割合となります。